

## 第12回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 20 年 1 月 31 日 ( 木 ) 17 : 10 ~ 18 : 35
場 所	滋賀県庁別館大ホール ( 2 階 )
出 席 者	委員 : 池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局 : 山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、林野主任主事 説明員 : 上田最終処分場特別対策室長、西山主査
傍 聴 者	7 名
次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 県の対応に対する評価について (2) その他 3 閉 会
議事概要	<p>【 県の対応に対する評価について 】</p> <p>「県の対応の総合的な評価 ( 素案 ) 整理表」( 資料 1 ) および「県の対応の総合的な評価について」( 資料 2 ) により事務局より説明。</p> <p>主な意見</p> <p>事業者に対する認識に関して ( 宮本委員 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する認識の部分か、住民との連携の部分に RD 社自身に住民に対して説明をさせ、彼ら自身の説明責任を果たさせるということを入れた方がよいのではないか。</li> </ul> <p>( 池田委員長 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定型以外の多様な産業廃棄物、違法な廃棄物を具体的に例として挙げておく必要がある。</li> </ul> <p>指導監督権限の行使の妥当性に関して ( 宮本委員 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、処分を発動しない場合には、発動しないことを意思決定するプロセスがおそらく必要だろうと思う。そういうことを普通はしないから、不作為がいつも重大な事案を招くわけである。</li> </ul> <p>( 池田委員長 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相対的に言えば、県としては産業廃棄物行政というものについての認識が甘かった。その都度の対応に終始しているということから、強いて言えば、職員の産業廃棄物処理法に対する認識が不足しているとか、研修をもっとしておかないといけなかったということにつながってくる。</li> </ul> <p>( 渡部委員 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導をその場、その場でやっていたことが、だめだったということではなく、全体として見ると情報が集約されていなかったために、その業者について行政指導にとどまって、行政処分の発動をおくらせてしまったというのが一番の問題点になると思う。これは、原因であると同時に、今後の対策ということで業者カルテのようなものもやっていただきたい。</li> </ul>

住民等との連携に関して

(宮本委員)

・住民の安心をつくっていくためには、例えばこれから調査をしますというときに、どうしてその調査をするのかということも含めて、プロセス自体が公開されていることが重要である。

(池田委員長)

・「R D社への指導を強く県に求める住民と、R D社に対しては法の範囲内で、かつ違法性が明確にならないと指導はできないとする県との間」との記述は、違法性が明確でなくても、廃棄物担当課は指導はしていたと思われるので表現の整理修正が必要ではないか。

県の組織体制と内部対応に関して

(宮本委員)

・意思決定の経過の記録を本当は残しておかなければいけない。そこで残ったものが、将来、情報公開請求によって公開されることが当該行政官に規律を与えることから、何を残すかという基準を明確にする必要がある。

・人事については、産廃行政の経験や、住民と直接対応して相談を受けた経験がある人の配置が重要である。

(渡部委員)

・「原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということは重要であるものの、長期化することを見極めて、対応を検討すべきであったのではなかったか」というところに、もう少しわかりやすく説明が必要ではないか。

#### 【 その他 】

再発防止策に関して委員の意見を求めた。

主な意見

(池田委員長)

・住民等との連携の強化というのは、やっぱり今回の教訓だと思う。その点は今後の防止策ということでは強調されてしかるべきではないか。

(木邊委員)

・一過性のものではなく、将来まで一本筋の通った行政が可能になるような職員や組織づくりを行ってほしい。

今回は、結論の部分と、それから再発防止策を検討するとともに、全体を総括して、報告書の体裁を整えることとされた。

以 上